

全国センターだより

2024 AUTUMN vol.

112



- 巻頭言 …… 暴追センターの責務について
- 就任の御挨拶
- 特別寄稿 …… 民暴群馬大会のご案内
- 寄稿 …… 千葉県暴力団追放県民会議設立35周年を迎えて

1 大盛況に終えた県民大会 2 人事異動期・繁忙期の職員の再雇用制度導入 (公財)岩手県暴力団追放推進センター

財政の安定により、力強い諸対策の実施が可能となった昨今、今回号では、2点ご紹介します。

1つ目は、昨年の「暴追県民大会」を大盛況に終えたことです▼毎年のことながら県民大会では、第一部の主催及び来賓の皆様が登壇しての各種セレモニーまでは、客席も埋め尽くされた状態です▼第二部になれば、登壇していた方々や客席も次第に空席、大会全体の盛り上がりも意気消沈となるのは私が警察官であったころからの課題でした▼帰らせないための工夫が肝要と考えます▼特別講演には誰を招聘するか。事前広報の徹底等は重要です▼少し前までは懐と相談、著名人を招聘すること自体、夢のまた夢、寂しい限りでした▼その寂しさを乗り越えた今日、昨年の大会は大盛況に終えることが出来ました▼アトラクション1は、第63次南極地域観測隊に国内報道機関から唯一同行・密着取材した岩手日報社編集局国際部の菊池健生記者による特別講演。地球の神秘と未知の世界が実際の映像・音声等を通じた迫力が伝わる講演となりました▼当センターでは同社発行の特別報道記録集「南極探見500日」について、開催地の釜石市及び大槌町の教育委員会と全小中学校等に寄贈しました。被災地に育つ子どもたちが同記録集を手に取り、大人たちの活躍を学び、抱くであろう大きな夢と希望の実現に向けて成長していく姿を祈念しての寄贈です▼アトラクション2は、東日本大震災の出来事や教訓を相撲甚句の節に載せて伝える「釜石あの日あのととき甚句」▼演者は親族を亡くされた北村弘子さんと藤原マチ子さん。忘れてはいけない「大津波の教訓」、「命を守る大切さ、感謝する心、平和への願い」等が伝わると胸と目頭が熱くなる内容となりました▼参加者からは「全てが良かった。感動した。」旨の御礼の言葉が相次ぎ本大会は大盛況と実感しました▼その2つ目は、人事異動期・繁忙期の職員の再雇用制度を本年度から導入したこと▼当センターの定年退職職員を会計年度任用職員として3ヶ月委嘱(1時間当たり1,298円)する制度です▼従来、先任職員の退

職後、後任の職員は引継書のみでは戸惑うなど、この時期は正に業務山積▼本制度導入により事務引継の迅速・円滑化、関係機関・団体等の担当者への挨拶回り等を含め、「攻めの諸活動」に間隙を生じない体制を構築しました▼この他、職員・役員の待遇や環境改善等により職員及び役員の士気も高揚、「明るく、強く、頼もしい暴追センター」として、日々、諸活動を推進しています。

以上

条例改正に伴う歓楽街環境浄化 パトロール等の啓発強化

(公財)茨城県暴力団追放推進センター

茨城県では、令和4年1月に水戸市内の六代目山口組傘下組織の暴力団事務所にて組幹部が射殺され、さらに、同年6月には、ひたちなか市内の極東会傘下組織の組事務所内で組幹部と組員2名が射殺されるという事案が連続で発生し、県民の暴力団排除意識は高まりをみせました。そして、本年4月1日には、茨城県排除条例が改正施行となりました。その改正概要は、「暴力団排除特別強化地域の設置」「暴力団事務所へ立ち入らせることの規制」「他人名義利用に対する規制」「暴力団事務所の開設・運営に対する規制」等が追加新設されました。

また、この改正に伴い暴力団排除特別強化地域として、指定された地域は、飲食店や風俗店が多く立地する水戸市大工町周辺と土浦市桜町周辺の繁華街の2箇所が指定され、両地域で暴力団と店の間でみかじめ料や用心棒代などの授受があった場合双方に罰則が設けられました。

そこで、施行前の啓発活動として、昨年11月29日に「歓楽街環境浄化パトロール」と称して、暴力団排除特別強化地域に指定された水戸市大工町周辺の歓楽街を警察、



市役所、暴追センター、暴力団排除団体、少年指導員などが連携して集団パトロールを実施しました。この集団パトロールでは、強化地域内や周辺の飲食店や風俗店を訪問し、条例改正のチラシ等を配布しながら、周知を行ったり、暴力団についての情報提供を呼びかけました。

また、集団パトロールの他にも、本年1月30日、2月2日の二日間に渡り、条例施行を目前に控え、より一層の歓楽街対策を推進するため、警察、暴追センターが合同で水戸市内の暴力団排除特別強化地域の約700店舗（性風俗店60、風俗店230、飲食店410）を対象とした暴排ローラー作戦を実施し、啓発活動の向上を図りました。今後も、これらの活動に留まることなく、暴排活動を展開していきたいと思えます。

暴追センターの活動状況

(公財)静岡県暴力追放運動推進センター

当センターは、県庁所在地静岡市中心部に位置するJR静岡駅から徒歩約3分の場所にあります。周囲には静岡名物(静岡おでん、富士宮やきそば、浜松餃子、桜エビ、サミット乾杯酒「磯自慢」等々)を提供する飲食店が軒を連ねております。お近くにお越しの際は是非お立ち寄りください。

さて、当センターの活動状況について2点お知らせいたします。

1点目は、辰年をテーマにした暴力団追放啓発ポスターの製作です。

令和6年は十干(甲、乙、丙～癸)では「甲」、十二支では「辰」にあたるため、「甲辰」の年となります。

「甲」は十干の最初で物事の始まりを、「辰」は昇り龍などと呼ぶように勢いよく活気にあふれた様子を意味します。

そこで、この二つが合わさる甲辰は、「新しいことに挑戦して成功する」など、たいへん縁起の良い年になると一般的に言われているそうです。



そして、「辰」にかけて、一切の関係を「絶つ」というキャッチフレーズを入れ、力強く、縁起の良い、当センターのオリジナルポスターを制作しました。

2点目は、元静岡県警察官で格闘家の「関根シュレック秀樹」氏が出演する暴力団排除啓発動画の製作です。

動画は、若年層をターゲットとして暴力団への加入防止などを目的とした入口対策、社会全体に向けて暴力団排除の意識高揚を目的とした中間対策、現役暴力団員に向けて組織離脱を呼びかける出口対策の計3本を製作し、ホームページやYouTubeで公開しています。

暴力追放県民大会の時期には、県内の主要駅や幹線沿いの大型サイネージを使用して放映しました。

是非一度ご覧ください。

適格都道府県センター制度を利用した暴力団事務所使用差止仮処分決定について

(公財)大阪府暴力追放推進センター

神戸山口組から分裂した絆會(当時「任侠山口組」)は、兵庫県尼崎市に本拠地を置いていましたが、当該事務所が消滅したことにより、令和5年7月21日、本拠地事務所を現在の大阪市中央区島之内に移したことで、兵庫県公安委員会により本拠地事務所が変更告示されました。この事実を受け、付近住民等から抗争等に巻き込まれる蓋然性が非常に高くなったとして、事務所の使用禁止仮処分を求める声が上がリ、当センターとしては警察と連携して適格都道府県センター制度を適用し、裁判所に申し立てる方向で進めることとしました。

本件申立てに関しては、令和5年9月27日に大阪弁護士会民暴委員を含む検討委員による検討委員会を開催し、適格都道府県センター制度を適用すべしとの結論に基づき、同10月16日、臨時理事会を開催し、理事会の承認を得て適格都道府県センター制度を適用することとしました。そして、当該事務所付近住民等からの委託を受託し、同11月10日には弁護士団と訴訟手続における委任契約を結び、同11月13日、大阪地方裁判所に「仮処分申立書」を提出するに至りました。

その後、同11月29日に審尋が行われましたが、債権者側弁護士の出席のみで、債務者側の出席はありませんでした。そして、申立てからわずか1ヶ月後の同12月13日、同裁判所から事務所使用差止仮処分の決定が



なされ、同12月21日、裁判所執行官により仮処分が執行され、短期間で事務所の使用が禁止されるに至りました。更には、本年6月21日には絆會は、六代目山口組と抗争状態であるとして、特定抗争指定暴力団等として指定され、暴力団対策法によっても事務所の使用が禁止されることとなり、現在、大阪市内に所在する暴力団事務所の殆どが使用禁止の状態となっているところです。

民暴弁護士会・警察・県民会議による勉強会の開催

(公財)暴力追放広島県民会議

令和5年9月8日、ホテルメルパルク広島において、広島弁護士会民事介入暴力対策委員会、広島県警察、当県民会議の共催により勉強会を開催しました。この勉強会は、三者の連携を強化して暴力団排除を推進するため、平成4年に「民事介入暴力に関する懇談会」として開催されて以来、今日にわたり開催を継続しているものです。昨今は、SNS等を通じた闇バイトの募集などにより、青少年が犯罪に加担し、暴力団と結節点を持つ匿名・流動型犯罪グループ等と容易につながりを持ちかねない状況を受けて「犯罪被害防止教育」をテーマとする開催となりました。

勉強会では、広島県民事介入暴力対策委員会所属の弁護士により「青少年の反社会的勢力への加入防止について」「他県における暴排教育事例について」「犯罪被害防止教育の必要性について」を発表していただいた後、出席者間で課題等の検討を行いました。

当県においても暴力団組員の高齢化に伴い、青少年を暴力団に加入させて組織の拡大を図ろうとする動きがあるなど、入口暴排の重要性が高まっており、当県民会議では、少年補導委員研修会や広島校外教育連盟総会への講師派遣等を行っています。他県では「少年院における講話」「中学・高校への出前授業」など多様な取り組みを行っているところもあるようですので、暴排教育の場をさらに広げていく必要性を感じています。また、匿名・流動型犯罪グループ等による組織的犯罪被害が増大している状況を踏まえ、当県民会議におきましても講習等において闇バイトの危険性やSNS型投資詐欺防止について広報したり「暴排教育について」と題した民暴弁護士による特別寄稿を機関誌へ掲載するな



どの取り組みを行っています。

今後も、定期的な勉強会の開催により、三者間(暴追センター・警察・民暴弁護士会)で、意見や課題を共有して暴追活動に活かしながら、当県における暴力団対策を強力に推進して参ります。

佐賀県暴力団離脱者社会復帰対策協議会幹事会の開催

(公財)佐賀県暴力追放運動推進センター

佐賀県は、東は福岡県、西は長崎県に接し、北は玄界灘、南は有明海を臨む自然豊かな土地柄です。暴力団構成員等の数は、全国同様、県内においても減少傾向にあるものの、令和5年末現在、16組織暴力団構成員等約220人の他、県外組織の構成員等約40人が活動しており、依然として県民生活に大きな不安と恐怖を与えており、その存在自体が脅威であります。

当センターとしましては、暴力団被害者の「駆け込み寺」として、また、暴力排除活動の「核」としての役割を果たすよう、県民の皆様をはじめ、警察、弁護士会、行政や関係機関・団体との連携を更に強化し、暴力団等に係る相談事業、不当要求防止責任者講習、広報啓発活動のほか、暴力団離脱・社会復帰支援等の事業を推進しているところです。

佐賀県では、出口対策として、平成5年3月に暴力団離脱者社会復帰対策協議会を立ち上げて以降、毎年、関係機関・団体と暴力団組員の離脱支援や就労支援に関する意見交換等を行っています。

令和5年度は、佐賀市市民活動プラザで同協議会の実務担当者で構成する幹事会を開催し、受入協賛事業所5事業所を含む協議会幹事会員、関係機関・団体等から25名が出席し、関係機関・団体からの離脱支援に関する取組状況等の報告の他、事業者からは就労支援に関する貴重な意見が発表されるなど有意義な意見交換の場となったところです。

令和6年7月現在、県内の暴力団離脱者受入協賛事業所として、20事業所が登録され、暴力団離脱者の就労に向けて多大な支援を賜っているところです。

今後とも受入協賛事業所の更なる拡大と関係機関等との連携を図っていきます。





全国暴追センター・シンボルマーク
『パンチくん』

都道府県暴力追放運動推進センター相談電話

(公財)北海道暴力追放センター 011-271-5982	(公財)長野県暴力追放県民センター 026-235-2140	(公財)岡山県暴力追放運動推進センター 086-233-2140
(公財)青森県暴力追放県民センター 017-723-8930	(公財)静岡県暴力追放運動推進センター 054-283-8930	(公財)暴力追放広島県民会議 082-228-5050
(公財)岩手県暴力追放推進センター 019-624-8930	(公財)富山県暴力追放運動推進センター 076-421-8930	(公財)山口県暴力追放運動推進センター 083-923-8930
(公財)宮城県暴力追放推進センター 022-215-5050	(公財)石川県暴力追放運動推進センター 076-247-8930	(公財)徳島県暴力追放県民センター 088-677-8930
(公財)暴力団壊滅秋田県民会議 018-824-8989	(公財)福井県暴力追放センター 0776-28-1700	(公財)香川県暴力追放運動推進センター 087-837-8889
(公財)山形県暴力追放運動推進センター 023-633-8930	(公財)岐阜県暴力追放推進センター 058-277-1613	(公財)愛媛県暴力追放推進センター 089-932-8930
(公財)福島県暴力追放運動推進センター 024-572-6960	(公財)愛知県暴力追放運動推進センター 052-883-3110	(公財)暴力追放高知県民センター 088-871-0002
(公財)茨城県暴力追放推進センター 029-228-0893	(公財)暴力追放三重県民センター 059-229-2140	(公財)福岡県暴力追放運動推進センター 092-651-8938
(公財)栃木県暴力追放県民センター 028-627-2600	(公財)滋賀県暴力追放推進センター 077-525-8930	(公財)佐賀県暴力追放運動推進センター 0952-23-9110
(公財)群馬県暴力追放運動推進センター 027-254-1100	(公財)京都府暴力追放運動推進センター 075-451-8930	(公財)長崎県暴力追放運動推進センター 095-825-0893
(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター 048-834-2140	(公財)大阪府暴力追放推進センター 06-6946-8930	(公財)熊本県暴力追放運動推進センター 096-382-0333
(公財)千葉県暴力追放県民会議 043-254-8930	(公財)暴力追放兵庫県民センター 078-362-8930	(公財)大分県暴力追放運動推進センター 097-538-4704
(公財)暴力追放運動推進都民センター 03-3291-8930	(公財)奈良県暴力追放県民センター 0742-24-8374	(公財)宮崎県暴力追放センター 0985-31-0893
(公財)神奈川県暴力追放推進センター 045-201-8930	(公財)和歌山県暴力追放県民センター 073-422-8930	(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター 099-224-8601
(公財)新潟県暴力追放運動推進センター 025-281-8930	(公財)鳥取県暴力追放センター 0857-21-6413	(公財)暴力追放沖縄県民会議 098-858-8930
(公財)山梨県暴力追放運動推進センター 055-227-5420	(公財)島根県暴力追放県民センター 0852-21-8938	



全国暴力追放運動推進センター

公益財団法人 全国防犯協会連合会

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-38-1 本郷信徳ビル 6 階
TEL (03) 3868-0247 FAX (03) 3868-0257